

令和 7 年度

入 園 の し お り



認定こども園

佐 伯 市 立 う め こ ど も 園



* 教育及び保育に関する基本姿勢

◎教育及び保育目標

「心身ともに健康で思いやりのある子どもを育てる。」

◎園目標

- ・明るく元気でのびのび遊べる子ども
- ・やさしく思いやりのある子ども
- ・いろいろなことに興味をもち積極的に行動する子ども
- ・すききらいなく なんでもたのしく食べる子ども

◎教育・保育方針

1. 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
2. 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
3. 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
4. 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
5. 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
6. 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康の確保及び増進を図ること。

◎うめこども園の概要

うめこども園は0～2歳児までが保育所機能、3～5歳児が保育所、幼稚園の両方の機能を利用できる保育所型の認定こども園です。

※ 平成27年4月1日に小野市こども園と統合。

- 施設名 認定こども園 佐伯市立うめこども園
- 所在地 〒879-3205
佐伯市宇目大字千束2137番地2
電話・FAX 0972-52-1013
- 設置者 佐伯市長
- 担当課 佐伯市こども福祉課こども福祉係 電話 22-3972
宇目振興局 市民サービス課 電話 52-1111
- 開所年月日 昭和40年5月1日（旧千束保育所）
- 受 入 10ヶ月～5歳児（小学校就学前）まで
- 定 員 49名（保育所41名、幼1号8名）
- クラス
（令和7年4月1日）

歳児	0.1.2歳児	混合クラス		5歳児	計
		3歳児	4歳児		
クラス名	さくらんぼ	いちご	りんご	めろん	
人数	5	3	5	4	17

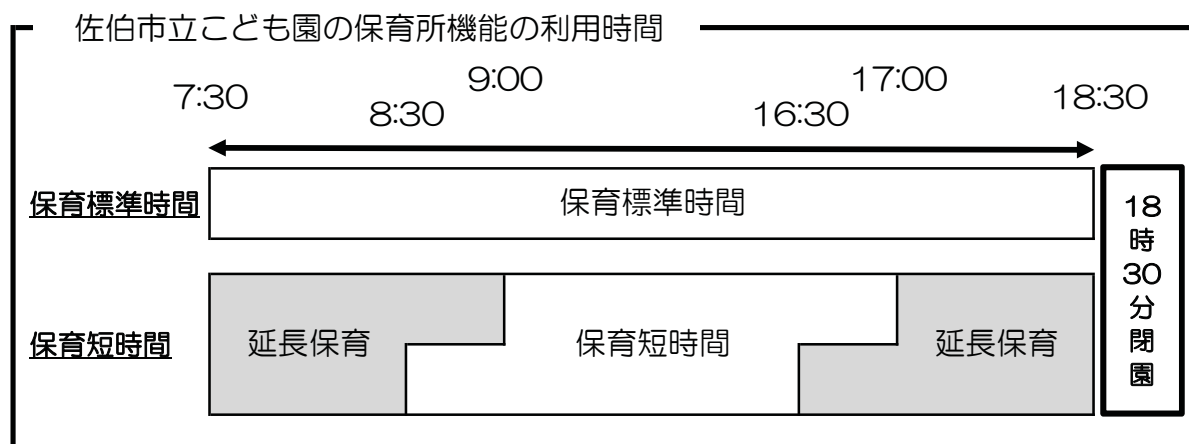
- 職 員
（令和7年4月現在、配置数は増減することがあります。）

職種	園長	保育士	調理員	計
人数	1	9	3	13

※内訳 正規職員6名 会計年度任用保育士4名 会計年度任用調理員3名

- 建 物
建築年月日 平成5年3月2日
構 造 木造平屋建
面 積 452.72㎡（敷地面積3,095.41㎡）
- 嘱託医
内科医 神宮医院 電話 54-3014
歯科医 矢野歯科医院 電話 54-3217

◎こども園保育所機能の利用時間について



保育所機能を利用する際、保護者の就労状況等によって、保育必要量を認定します。保育必要量は、「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」の二つの区分があり、認定された保育必要量によって、保育所機能を利用できる時間が変わります。

開園時間中の利用が可能です。
「保育標準時間」…こども園の保育所機能は、7時30分から18時30分までの最長11時間の利用ができます。

開園時間のうち、こども園が定める8時間のみ利用できます。
「保育短時間」…こども園の保育所機能は、9時から17時まで、または、8時30分から16時30分までの最長8時間の利用ができます。

「保育短時間」に該当するのは、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (2) 親族等の介護または看護する時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (3) 求職活動のために保育所を利用する場合
- (4) 保護者の就学等の時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (5) 育児休業中に引き続き保育所を利用する場合

保育費用量は、支給認定証（黄色の紙）に記載していますので、ご確認ください。
 ※就労時間等が変わると、保育必要量等が変更となる場合がありますので、必ず届け出をしてください。

◎延長保育について

保育短時間認定を受けた方は、こども園の開園時間中であっても、9時までと17時以降、または、8時30分までと16時30分以降の利用は延長保育の扱いとなり、「**保育時間超過確認書**」の記入の上、超過料金がかかります。

※超過料金

- 9:00～17:00利用の方
 7:30～9:00…100円 17:00～17:30…100円 17:30～18:30…200円
- 8:30～16:30利用の方
 7:30～8:30…100円 16:30～17:00…100円 17:00～17:30…100円
 17:30～18:30…200円

◎休園日について

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は、休園します。
台風、大雨等で「避難指示」が出た場合、原則休園します。
その他、気象条件、災害等で保育が正常に行えない恐れがある場合、休園します。

◎土曜保育登園申込書について

土曜日の給食食材発注並びに保育士の配置人数の参考のため、土曜日の登園予定人数を把握したいので、翌月分を毎月25日までに提出をお願いしております。

※土曜日は平日どおり保育を実施していますが、お子さんの情緒の安定を図るため、自宅で保育の可能な方は、できるだけお子さんと一緒に過ごすようにしましょう。特に小さいお子さんほど十分な時間、スキンシップを取られるようお願いいたします。

◎3～5歳児の1号利用児（幼稚園機能のみ）

1. 利用時間 月曜日～金曜日 7:30～13:00
(お迎え時間は行事等により変更有り)
2. 休園日 土曜日、日曜日、祝日、学年初、夏季、冬季、学年末
※休園日は登園できません。

◎新入園児の慣らし保育について

無理なく集団生活に慣れさせるため、新入園児はそれぞれの慣れ具合を見て保育時間を徐々にのばしていく「慣らし保育」を行います。

◎保護者との連絡について

1. 欠席、遅刻（9時以降の登園）は、給食の準備に支障が出るため**必ず8時45分までに連絡**してください。
2. 園児は、**必ず保育士に直接預けてください。**
3. 決められた方以外のお迎えのときは、必ず連絡してください。連絡のない場合はお渡しできません。
4. 早退については、**保護者の方**が職員に連絡してください。
5. お便り帳（3歳未満児）は、毎日必ず見て押印等をしてください。
6. 玄関掲示板での連絡事項は、毎日必ず確認してください。
7. 園児に異常があった場合のため「緊急連絡票」は、連絡がすぐ取れて迎えに来れる順番で記入してください。
8. うめこども園の電話番号は、家族全員がわかるようにしておいてください。

◎送迎時の事故防止等について

1. 事故防止のため交通ルール（チャイルドシートの着用等）は、必ず守りましょう。
特に登園・降園時の園入口は徐行し、園児の乗降時は駐車場での安全確認を必ずしてください。また、車のエンジンは必ず切るようにしてください。
2. 防犯のため園の入口のフェンスの鍵を、そのつど必ず閉めてください。
3. 降園後は園庭内での遊び、遊具の使用はご遠慮いただき、できるだけ速やかにお帰り願います。

◎個人情報について

園で知りえた情報については、扱いに注意してください。
特にスマートフォンによる「LINE」等のSNSを利用する場合は情報源に配慮し、
トラブルにならないよう十分注意してください。

◎服装について

1. 体型にあった物で動きやすく、着脱しやすい洋服を着せましょう。
2. 汚れて困る物は避けましょう。
3. 靴はサイズのあった運動靴をはかせましょう。
室内シューズについて
0～4歳児…使用しない、5歳児…使用します。
4. 帽子はカラー帽を着用、もちあがり、卒園まで使用します。
5. 体操服について
5歳児のみ使用します。
6. フード付きの衣服は危険なので控えてください。
7. 髪留めはヘアゴムのみにしてください。

◎持ち物について

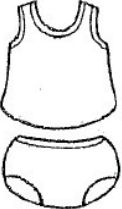
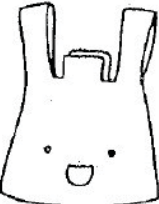
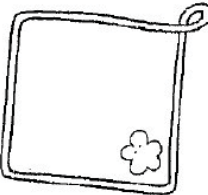
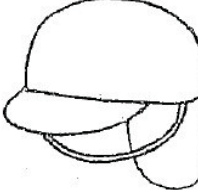
1. 私物のおもちゃ、カードは園児に持たせないでください。
2. 持ち物にキーホルダーやストラップを付けないでください。

◎集金について

園児が使用する物を購入するため集金することがあります。
集金は直接保育士に渡してください。

(×毛)

◎家庭で準備する物

	着替え用袋など（さくらんぼ組は手提げ袋、以外はリュック）。 衣服などが、出し入れしやすいものにしてください。 着替え用袋などは、ときどき洗濯して清潔にしてください。		
下着 	着替え 	着替え2～3組 下着 2～3組 脱着しやすいもの	※名前を書いて毎日待たせてください。 ・未満児の着替えは3～4回分用意してください。 ・紙おむつの必要な園児は替えを5～6枚持たせてください。
	汚れものを入れる袋。 汚れものを入れます。 ※名前を書いて毎日待たせてください。		 手ふき用タオル（1枚） ヒモをつけてください。 毎日持ち帰り、取り替えてください。
	帽子（園指定の帽子です、担任に相談してください）。 ゴムがのびたらつけかえましょう。 汚れたら洗いましょう。 ※毎週末持ち帰ります。		
	布団セット（昼寝用 上下）、季節に応じてタオルケット、毛布。 ※布団のゴム付敷パットは使用できません。 ひも付シーツは使用できません。チャック式にしてください。 毎週末に持ち帰ります。日光に当て、シーツを洗濯してください。		
		歯ブラシ、歯磨き用コップ。 毎週末に持ち帰ります。 歯ブラシが消耗している場合は交換してください。	
		ティッシュ（5箱） ビニール袋（100枚入り、12号サイズ[23×34cmぐらいの大きさ] ぞうきん（1枚、めろん組は2枚） ※4月に集めます（無くなり次第追加をお願いします）。	

●持ち物にはすべて氏名を記入してください。 ●おもちゃ、カード類は持ち込み禁止です。

◎健康管理について

1. 朝食は必ず食べさせ、登園前に毎日排便させる習慣をつけましょう。
2. 毎日入浴、衣服は取替え、睡眠は十分に取、できるだけ薄着の習慣をつけましょう。
3. 履物はいつも清潔にしましょう。サンダル、スリッパは危険なので履かせないでください。
4. 爪でけがをさせてしまうことがあります。いつも清潔にし、日を決めて切るようにしましょう。
5. 頭髮はいつも清潔にし、長い髪は食べ物に入ったりするので、ゴムで結ぶようにしましょう。ゴムは飾りのない安全なものにしましょう。
6. おう吐、下痢などで汚れた服は感染防止のため、そのまま持ち帰っていただきます。
7. 虫歯予防のため、4歳児、5歳児は希望者にフッ化物洗口を実施しています。

◎病気、与薬について

○ 病気について

乳幼児は抵抗力が低く免疫機能が未熟なため、感染に弱く病気になりやすいのが特徴です。楽しく園生活を過ごすため、お子さんの健康状態に注意しましょう。

○ 保護者の方へのお願い

1. 朝から発熱、下痢、おう吐等がみられるときは、お家での保育をお願いします。園で発熱したときや普段と様子が違うときは連絡します。
2. 伝染性疾患にかかったときは園に「病名と病状」をお知らせください。また、医師の許可を得てから登園してください。意見書または登園届の提出をお願いします。
感染症は他のお子さんへ感染する恐れがあります十分にお気をつけてください。
※感染症と登園停止の目安などは「P 8～P 9、P 14」を参照してください。
3. 園で「アタマジラミ」の疑いが見られた場合、拡散防止のため保健所で調べてもらう場合があります。
4. 定期健診（1歳半、3歳）、予防接種は機会を逃さず受けるようにしてください。また、受けたことを園にお知らせください。
5. 特異体質または持病のあるお子さんはお知らせください（アレルギー、ひきつけ、喘息、心臓病など）。

○ 与薬について

園での与薬は、万全を期するため与薬依頼書に名前と必要事項を記載していただき、薬に添付し直接保育士に手渡ししてください。

1. 薬は診察した医師が処方、調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤されたものに限り（痛み止めや熱さましの薬は除きます）。
保護者の判断で持参した薬（市販薬、以前かかったときの薬）は対応できませんのでご了承ください。
2. 持参する薬については、次の3点が必要です。
 - ①袋や容器に入れた1回分の薬
 - ②薬剤情報の書かれた説明書
 - ③与薬依頼書

○「けが」について

お子さんの「けが」については細心の注意を払い保育に臨んでいますが、お友だちとのかかわりで自分の思いを言葉で伝えられないため、つい『かみつки』『ひっかき』『突き飛ばし』などを起こしてしまうことがあります。

「けが」のないように努めていますが防ぐことができない場合もあります。どうかご理解ください。

◎給食について

1. 給食内容については、毎月予定献立表（園だより）を配布します。
2. 月に1回弁当日を実施しています。ご飯、おかず、水筒を持参させてください。子どもたちは保護者の方の愛情込めたお弁当をととても楽しみにしています。
3. 特異体質（アレルギーなど）による除去食・代替え食については医師の指示のもと食物除去をいたします。園児生活管理指導表に医師の証明をもらい、入園時に「コピー」を提出してください。
4. アレルギーが改善され、除去食を希望しない場合は、医師の指示のもと除去食解除申請書の提出が必要となります。
5. 年間を通じて食育計画に基づき保育教諭・調理員が連携し食育を実施します。
6. 毎日の「給食、おやつ」を玄関に展示していますのでご覧ください。

◎給食費の還付について

給食費は月のうち合計5日以上食事の提供を受けないことを届出した場合は、日割りで還付を受けることができます。

給食費の還付を受ける場合は、「欠席届」および「給食費還付請求書」の書類を、以下の要領で届出等を行ってください。

（様式は「こども園」に備えています。また、「P17～P18」のコピーでもよいです。）

給食費の還付対象となるには、事前（前月20日まで）に届出を行う必要があります。

事前に届け出た日のみが対象となります。※お弁当日は対象外となります。
該当月に予定が変わり、届け出た日に食事の提供を受け、月のうち合計5日にならなかった場合は、還付対象外となります。

月のうち5日以上食事の提供を受けない場合は、在籍する「こども園」に「欠席届」を該当する月の前月20日（20日が閉園日の場合は翌開園日）までに提出し、該当月分給食費納付（口座振替登録者は振替日）以降に「給食費還付請求書」の提出をお願いします。

例）8月の土曜日を毎週休む場合。

7月20日までに「欠席届」を提出する。

8月分給食費納付後に「給食費還付請求書」を提出する。

※在籍する「こども園」に提出してください。

◎日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

入園と同時に日本スポーツ振興センター災害共済に全員加入していただきます。これは保育中および通園中（いつも通園する道を通っている場合）の事故のみ補償されます。

○年間掛金 365円（市負担 125円 保護者負担 240円）

※保護者負担分240円につきましては、同意書に記入し一緒に提出してください。

◎保育料、給食費について

1. 保育料については無償です。(R6.4月より、0～5歳児無償)
2. 給食費については0～2歳児は無償です。3～5歳児についてはそれぞれ通知のとおりです。
3. 給食費の納付は、「口座引き落とし」または「自主納付」となります。「口座引き落とし」の方は残高確認をして引き落としができないことのないようにし、「自主納付」の方は納付書に記載されている期日までに納付をお願いします。
4. 病気などで長期欠席された場合には医師の証明書などがあれば減額できます。ただし、正当な理由でなければ減額できません。
5. 諸事情により退園する場合はあらかじめ連絡してください(退園届が必要です)。

※保育料に関する事務手続きおよび退園手続きについては、「こども園」ではなく「こども福祉課」または「宇目振興局市民サービス課」で行ってください。

◎お願い【変更事項の届け出について】

★入園後、下記のような事由が発生した場合は、届出が必要です。

1. 就職または転職、離職した場合。
2. 住所、電話番号など連絡先に変更があった場合。
3. 家庭状況に変更があった場合（世帯員の異動、結婚、離婚など）。
4. 生活保護の開始、廃止になった場合。
5. 入園（申込み）理由の変更、消滅（家庭外労働から出産など）。
6. その他申込書の記載事項に変更が生じた場合。

◎感染症と登園のめやす

「こども園」は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるようにするため、感染症にかかったときは、「こども園」での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するように、ご配慮ください。

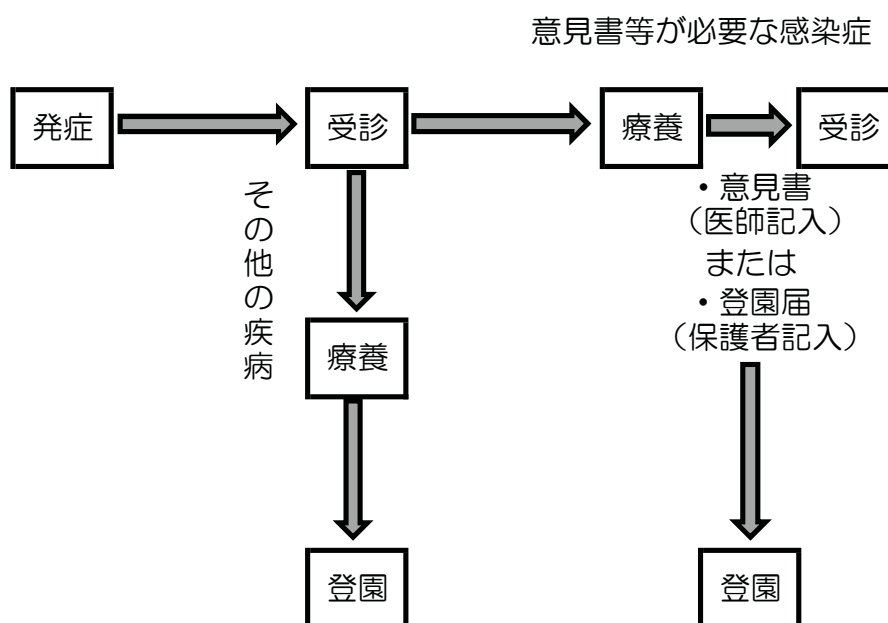
感染症にかかったときは、速やかに医師の診断および治療を受けられ、「こども園」にも連絡してください。病気が快復し、集団生活に支障がない状態になりましたら、感染症の種類に応じて医師が記入した意見書、医師の診断を受け保護者が記入した登園届に必要なに応じて医師にかかった証拠となるもの（薬袋、医療機関の受付番号票など。確認後お返しします。）を添えて「こども園」に提出してください。

感染症の種類により、意見書の場合と、登園届の場合があります。（様式は「こども園」に備えています。また、「P15～P16」のコピーでもよいです。）

★次の病気（感染症）は登園停止にはなりませんが、お子さんの状態によっては、登園をご遠慮いただくようお願いする場合があります。

病気(感染症)名	登園の条件等
アタマジラミ	駆除を開始していること
水いぼ	掻きこわし傷から汁が出ているときは、被覆すること
とびひ	皮膚が乾燥しているか、被覆できる程度であること

◎感染症による登園停止、登園許可の流れ



◎感染症対策資料

★保育所(こども園)において登園を控えるのが望ましい場合
(厚生労働省ガイドラインより)

○ 発熱

- ・ 朝から37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い場合
- ・ 食欲がなく朝食、水分が摂れていない場合
- ・ 24時間以内に解熱剤を使用している場合
- ・ 24時間以内に38℃以上の熱が出ていた場合

※ 1歳以下の乳児の場合、上記に追加で

- ・ 平熱より1℃以上高い場合

○ 下痢

- ・ 24時間以内に2回以上の水様便がある場合
- ・ 食事や水分を摂ると下痢がある場合
- ・ 下痢に伴い体温が高めである場合
- ・ 朝、排便がない場合
- ・ 機嫌が悪く元気がない場合
- ・ 顔色が悪くぐったりしている場合

○ おう吐

- ・ 24時間以内に2回のおう吐がある場合
- ・ おう吐に伴い体温が高めである場合
- ・ 食欲がなく水分も欲しがらない場合
- ・ 機嫌が悪く元気がない場合
- ・ 顔色が悪くぐったりしている場合

◎苦情、意見、相談等について

「うめこども園」では苦情、意見、相談を受け付ける窓口を設置しています。
申し立て方法は面接、郵送、電話、FAX等なんでも結構です。園長または市役所
こども福祉課へ連絡してください。（「うめこども園」の意見箱に直接投函されても
かまいません。）

但し、以下の申し立ては除外となります。

1. 当該苦情等に関する事実があった日から1年以上経過しているもの。
2. 国の制度に関するもの。
3. 保育料に関するもの。
4. 職員の人事に関するもの。
5. 保護者が行う行事等に関するもの。

苦情責任者 こども福祉課 課長（ 金崎 善伸 ）

苦情受付担当者 うめこども園 園長（ 高司 昌彦 ）主任保育士（ 佐藤 知子 ）

苦情申出者に対する支援を行うため第三者委員を設置しました。

第三者委員 氏名 上田 フジ子（うえだ ふじこ）電話53-2225

※年度途中で交代する場合があります、その際は別途お知らせします。

◎個人情報の取扱について

個人情報の管理については、佐伯市情報セキュリティポリシーに従い、情報が外部
に漏れる事の無いように厳重に取扱います。

ただし、児童虐待を受けたと思われる児童（園児）を発見した場合は、（児童虐待
の防止に関する法律第6条により保育所は関係機関に通告する義務があります）関係
機関へ通告いたしますのでご承知ください。

また、「こども園」へ新聞、テレビ等の取材が入ることがあります。その際、園児
の写真、映像が新聞、テレビ等により掲載、放映される場合がありますので、お子さ
んの様子の掲載、放映の可否についての承諾書をいただくようにしています。

（メモ）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

こども園の1日

さくらんぼ、いちご、りんご組

時 間	3歳未満児	3・4歳児	保育短時間
7:30	開園 順次登園		8:30～
8:30	・健康視診 ・あそび		
9:00	・おやつ(未満児)		
10:00	保育課程、保育計画に沿った活動 基本的生活習慣を養う		9:00～ 順次登園 ・健康視診 ・おやつ(未満児)
11:20	給 食 ・あそび ・片付け		
12:30	おひるね（年齢によって異なります）		
15:00		おやつ	
15:30	・あそび・順次降園		降園 ～16:30 ～17:00
17:00	クラスでの活動終了		
18:30	閉園		

あそび・・・子どもたちは遊びの中から人生の基礎を学びます。

子どもにとって「あそび」は生活そのものです。

「あそび」を通して自分をコントロールする力(自制)、我慢する力(忍耐)、人を思いやる心を育てていきます。

知的能力を伸ばすだけでなく、社会性を学ぶものです。

※ 満3歳以上の1号利用ができます。

※ 1号利用の3・4歳児は、午後1時での降園となります。

こども園の1日

めろん組(年長児)

時 間	2号利用児	1号利用児
7:30	開園 順次登園 あいさつ 持ち物整とん 	
8:30	教育課程、保育計画に沿った活動 (自発的な活動、課題のある活動、一斉で行う活動)	
11:30	片付け、給食の準備  給 食 静的な活動	
12:30 ~13:00	おひるね準備 おひるね	降園準備 13:00 降園
15:00	おやつ	
15:30	・あそび・順次降園	
17:00	クラスでの活動終了	
18:30	閉園	

※ 2号利用で短時間認定(8時間保育)のかたは8:30~16:30の利用時間。
 ※ 年度当初の時間割です。年度途中で変わることがあります。

令和7年度 年間行事予定

	行 事
4月	入園説明会(1日)、年長児1学期はじまりの会(8日)、年長児家庭訪問(面談)
5月	内科検診、歯科検診、遠足、芋の苗植え、緑豊小中学校運動会参加(めろん組)
6月	プール(水遊び)開き、交通安全教室
7月	プール遊び(水遊び)、七夕(笹飾りつけ)、スイカ割り、夏まつり、年長児保育参観、年長児1学期終わりの会(18日)
8月	プール遊び(水遊び)、平和保育(6日)、1号登園日
9月	年長児2学期はじまりの会(1日)、運動会練習
10月	運動会、秋の遠足、年長児親子社会見学、芋ほり
11月	焼き芋会、内科検診、歯科検診、観劇会
12月	おたのしみ会、クリスマス会、年長児2学期終わりの会(24日)
1月	年長児3学期はじまりの会(8日)、凧上げ大会
2月	節分(豆まき)、年長児保育参観
3月	ひな祭り、おわかれ会、卒園式

- ※ 月に1度、弁当日、誕生会、避難訓練、身体計測(以上児は隔月)があります。
- ※ チャイルドクッキング等の行事もあります。
- ※ 5歳児は5月より月に1回ALT(英語教育)の授業を予定しています。
- ※ 4、5歳児はサコットのトレーニングの体験を年間10回行う予定です。
- ※ 都合により変更、中止する場合があります、毎月の「園だより」で行事の確認をお願いします。

★その他

1. こども園の運営上必要なときは、年長児をのぞき、クラスの移動、担任替えをする場合があります。
2. 3歳未満の子どもについて、個別計画を作成します。保護者と協力し、同意を得ながら計画に基づく保育を実施します。
また、アセスメントシートは全園児行います。
3. 子育て相談、子育て見学、一時預かりは随時行います。事前に連絡ください。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感 染 症 名	感 染 し や す い 期 間	登 園 の め や す
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が収まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感 染 症 名	感 染 し や す い 期 間	登 園 の め や す
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過すること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎症(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺膨張後4日	耳下腺・顎下線・舌下線の膨張が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の席が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

* 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている

* 詳しくは、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」

厚生労働省平成30年3月(令和3年8月一部改訂)参照

登園届（保護者記入）

佐伯市立 うめこども園 園長 様

園児氏名

平成・令和 年 月 日生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

☐	溶連菌感染症
☐	マイコプラズマ肺炎
☐	手足口病
☐	伝染性紅斑(りんご病)
☐	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
☐	ヘルパンギーナ
☐	RSウイルス感染症
☐	帯状疱疹
☐	突発性発疹

（医療機関名） (令和 年 月 日受診)

において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので
令和 年 月 日より登園いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

※保護者の皆さまへ

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

意見書 (医師記入)

佐伯市立 うめこども園 園長 様

園児氏名

平成・令和 年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

☐	麻しん(はしか)※
☐	インフルエンザ※
☐	新型コロナウイルス感染症 ※
☐	風しん
☐	水痘(水ぼうそう)
☐	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
☐	結核
☐	咽頭結膜熱(プール熱)※
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
☐	その他()

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、「意見書」を園に提出してください。

欠 席 届

令和 年 月 日

佐伯市長 富高 国子 様

保 護 者
住 所

氏 名 (続柄)

電話番号

下記のとおり欠席させますので、お届けいたします。

施 設 名	佐伯市立 うめこども園	
児 童 名	(組)	
	(組)	
	(組)	
欠席日数	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	月 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日、 日	
	日、 日、 日、 日、 日	合計()日間
欠席理由	☐ 家庭で保育が出来る為 ☐ 旅行等	
	☐ 病気 (病名)	
	☐ その他()	
備 考		

※この欠席届は、給食費の還付を受ける為のもので、締切日は前月の20日です。(20日が休日等の場合はその翌日)

給食費還付請求書

令和 年 月 日

佐伯市長 富高 国子 様

保護者住所

氏 名

印

続柄

()

電話番号

次のとおり給食費の還付を請求します。

児 童 名	(組)
	(組)
	(組)
施 設 名	佐伯市立 うめこども園
還付の対象となる月	月
還付請求額	円
請求額内訳	円× 日(欠席日数計)＝ 円
還付請求理由	5日以上欠席した為。(前月の20日までに欠席届提出済)

振込口座

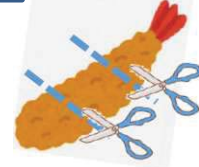
金融機関名	
支店名	支店
口座番号	(普)
口座名義(カナ)	

お弁当づくりのお願い

0歳・1歳＝0歳クラス・1歳クラス 2歳から＝2歳児クラス

エビフライは
2歳からOK

- ① エビフライ エビフライは0歳・1歳は入れないでください。
2歳からは可能ですが、1cm～2cm程度に切り、
子どもが食べやすい大きさにカットしてください。
- ② ウインナー 全クラス、ウインナー・ポークビッツ・魚肉ソーセージは縦半分に
切ります。斜め切りだけの場合、特に1歳児は詰まらせやすいため、
必ず縦半分に切り、更に斜めに切ります。
- ③ うずら卵 1/2にカットしてください。
- ④ ミニトマト ヘタを取って、1/4にカットをしてください。
- ⑤ チーズ ナチュラルチーズは×。プロセスチーズは0歳・1歳は入れないで
ください。2歳からはOKです。
- ⑥ 果物 ぶどうは皮をむいていても全クラス入れないでください。
りんご・なし・かきは0歳・1歳は入れないでください
2歳からは可能です。
- ⑦ ゼリー系 こんにゃくゼリー・クラッシュタイプも入れないでください。
3連のプリン・ゼリー・ヨーグルトなど10℃以下の要冷蔵のおやつ
は入れないでください。
ゼリー飲料は125gと量が多いためお弁当には不向きです。
- ⑧ 遠足のお菓子 あめ・ラムネは入れないでください。
グミやその他のお菓子については、保護者の判断にお任せしますが、
固いグミもありますので、安全に食べられるお菓子を持たせてくだ
さい。



ミニゼリーはOK

〈お弁当例〉4歳児のピクミン弁当です。
のりはすべて短冊に切って貼り付け、
ウインナーも縦半分に切り、ピクミンを作っていました。



このサイズのチーズは
全クラスOK

かにさん
ウインナーもOK



お弁当ピックは3歳未満は使用しない。
3歳以上でも自分で外して食べられる練習をしてください。

お弁当作りにご協力ありがとうございます。
お弁当にはいろんな食材が入り、保育室では
全員に目が行き届かない場合があります。
安心して食べられるよう、日ごろから食べ慣れて
いる食材や大きさにカットし、こどもが自分で
食べられるお弁当をお願いします。

公立保育所・こども園で使用する 食材一覧表

A

★印は、アレルギー物質を含む特定原材料、■印は特定原材料に準ずる食材です。

穀類・芋類	卵 類	豆 類	野 菜	野菜・きのこ	調味料・他
米	★鶏卵	豆腐	アスパラガス	グリーンピース（凍）	酒
麦	★うずら卵	厚揚げ	オクラ	枝豆（凍）	砂糖・三温糖
うどん		うす揚げ	かぶ	かんぴょう	きび砂糖
オートミール		高野豆腐	かぼちゃ	えのき	黒砂糖（0歳不使用）
食パン		■大豆（水煮）	きゃべつ	椎茸・乾椎茸	はちみつ（0歳不使用）
ロールパン	魚介類・藻類	納豆	きゅうり	しめじ	塩
フランスパン	赤魚	豆乳	ごぼう	まいたけ	しょうゆ
スパゲッティ	あさり	おから	小松菜		酢
マカロニ	いりこ（だし）	きな粉	さやいんげん	種実類	みそ
そうめん	かつお節	あずき	しょうが	■ごま	みりん
中華麺	■鮭		白ねぎ		マヨネーズ
ビーフン	鮭フレーク	肉 類	スナックえんどう		ケチャップ
クリームコーン	ぶり	■鶏肉	セロリ	果 物	鶏がらスープの素
粒コーン	■さば	鶏レバー	大根・切干大根	いちご	中華だし
お好み焼き粉	さわら	■牛肉	たけのこ	■オレンジ	コンソメ・和だし
★小麦粉	ししゃも	■豚肉	玉ねぎ	■キウイ	麺つゆ
ホットケーキミックス	すり身	ハム	青梗菜	すいか	ウスターソース
米粉・上新粉	ちくわ	ベーコン	トマト	なし	オイスターソース
麩	かまぼこ	ウインナー	トマトジュース	パイナップル	粒マスタード
パン粉	さつま揚げ	焼き豚	なす	■バナナ	ゆかり（ふりかけ）
餃子の皮	はんぺん		にら	みかん	わかめ（ふりかけ）
クラッカー	魚肉ソーセージ	乳製品	にんじん	メロン	シナモン
コーンフレーク	ちりめん・しらす干し	★牛乳（調理用）	にんにく	■りんご	カレー粉
	ツナ缶	★牛乳（飲用）	こねぎ	みかん缶	カレールウ
芋 類	もずく	スキムミルク	白菜	■もも缶	ハヤシルウ
さつまいも	わかめ	プレーンヨーグルト	パセリ	パイン缶	オリーブ油
さといも	ひじき	加糖ヨーグルト	パプリカ	レーズン	サラダ油・紅花油
じゃがいも	海苔・青のり	チーズ・粉チーズ	ピーマン	いちごジャム	ごま油
■やまいも	昆布	クリームチーズ	ブロッコリー	マーマレードジャム	■ゼラチン
春雨		生クリーム	ほうれん草	100%ジュース	アガー
糸こんにゃく		育児ミルク	もやし	レモン果汁	ピュアココア
片栗粉・くず粉		乳酸菌飲料	レタス		プリン
		バター	れんこん		ゼリー
		マーガリン			
朝おやつ：ビスケット・コーンフレーク・ハイハイ・ヨーグルト・バナナ・クラッカー・ウエハース					

「食品による窒息・誤えん」の特徴と対策等④

事故防止のポイント【食品の形態・特性】

乳幼児は咀嚼機能が発育の途中です。大人には日常の食品でも、乳幼児にはまだ早い、危険な食品があることを確認しましょう。

食品の形態、特性等		食材	こどもへの配慮 《事故防止に向けた改善点（対応策）の ポイント》
保育時の給食での 使用を避ける食材	球形という形状が危険な食材（吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険）	ブチトマト	四等分すれば提供は可能ですが、保育園には他のものに代替えることを奨励しています。
		乾いたナッツ、豆類（節分の鬼打ち豆）	
		うずらの卵	
		あめ類、ラムネ	
		球形の個装チーズ	加熱すれば使用可能です。
		ぶどう、さくらんぼ	球形というだけでなく皮も口に残るので危険です。
咀嚼機能が未熟な 0～1歳には提供 を避ける食材	粘着性が高い食材（含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険）	餅	
		白玉団子	つるつるしているため、噛む前に誤えんしてしまう危険が高いです。
	固すぎる食材（噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険）	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう。
		えび、貝類	除いて別に調理しましょう。
	噛みちぎりにくい食材	おにぎりの焼き海苔	ぎざみのりをつけましょう。

※「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基に、こども家庭庁で作成。

「食品による窒息・誤えん」の特徴と対策等⑤

食品の形態、特性等		食材	こどもへの配慮 《事故防止に向けた改善点（対応策）のポイント》
調理や切り方を工夫する食材	弾力性や繊維が固い食材	糸こんにゃく、白滝	1 cmに切りましょう（こんにゃくはすべて糸こんにゃくにしましょう）。
		ソーセージ	縦半分に切って使用しましょう。
		えのき、しめじ、まいたけ	1 cmに切りましょう。
		エリンギ	繊維に逆らい、1 cmに切りましょう。
		水菜	1 cmから1.5 cmに切りましょう。
		わかめ	細かく切りましょう。
		鶏ひき肉のそぼろ煮	豚肉との合いびきで使用しましょう。または片栗粉でろみをつけましょう。
		ゆで卵	細かくし、なにかと混ぜて使用しましょう。
		煮魚	味をしみ込ませ、やわらかくししっかり煮込みましょう。
		のりごはん（ぎざみのり）	ぎざみのりを、かける前にもみほぐし、細かくしましょう。
食べさせる時に特に配慮が必要な食材	特に配慮が必要な食材（粘着性が高く、唾液を吸収して飲み込みづらい食材）	ごはん	水分を取ってのどを潤してから食べましょう。
		パン類	つめ込みすぎないようにしましょう。よく噛みましょう。等
果物	咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすい食材	ふかし芋、焼き芋	
		カステラ	
		りんご	離乳完了期までは加熱して提供しましょう。
		梨	
		柿	離乳完了期まではりんごで代用しましょう。

※「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基に、こども家庭庁で作成。

風水害・地震が予想される場合および 避難指示が発令された場合の対処法

風水害

- ①台風や大雨が予想される日は前日に早くお迎えに来ていただくことと、できれば登園を控えていただくようにtetoru(一斉メール)、掲示板及び、口頭で保護者に注意を呼びかけます。
- ②当日の朝、降水量が多く、道路等に水があふれることがあると予想される場合は、早めにお迎えに来ていただくようにtetoru(一斉メール)、掲示板でのお知らせ及び、口頭でお願いをします。
- ③台風情報や降水量予想などをテレビやインターネットで常時情報収集を行い、危険と判断した場合は早急にお迎えに来ていただくようtetoru(一斉メール)又は、電話連絡をします。
- ④道路の通行止めなどが予想される場合は、早めに職員の自家用車で宇目緑豊小学校（体育館）に園児を避難させます。（職員で対応。）
- ⑤万が一避難が遅れ、こども園内に園児が取り残された場合は、消防署ならびに災害対策本部に電話連絡を行い救助を求めます。
- ⑥職員については、園児を退園させた後に、道路の通行止めが予想される場合は通行止めになる前に帰宅します。

地震（南海トラフ地震など）

- ①地震の発生時には園長の指示に基づき、建物内の避難路の確保および安全の確保、当該地域の緊急避難場所までの経路を示した地図に従い、園児等を避難誘導します。
- ②避難誘導の際には、拡声器などを用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めます。
- ③園児・職員等への避難誘導が完了した時はその旨を確認し、直ちに園長へ報告します。
- ④園長は、南海トラフ地震が発生した後の状況などから、この計画どおりに活動することが困難または適当でないと判断したときは、これに寄らないことがあります。

災害区分	緊急避難場所	避難人数	うち園児	うち職員	避難経路
風水害	宇目緑豊小学校(体育館)	30人	17人	13人	地図は玄関に掲示。
地震	岩崎集会センター又は、状況により宇目緑豊小学校(体育館)				

※園児については緊急連絡先名簿により連絡します。

※佐伯消防本署 119番 消防宇目分署 52-1100 宇目振興局 52-1111
 こども福祉課 22-3972 うめこども園 52-1013 宇目緑豊小学校52-5151
 ※避難指示が発令された場合は、原則閉園となります。

避難指示が発令される時間によっては、急に閉園を決定することもありますので、台風などの災害時には、こども園の閉園を考慮し、事前の準備をお願いします。